

あなたの身近な相談相手

民生委員・児童委員、主任児童委員

【問合わせ】生活援護課 ☎84-0655

活動の原則

民生委員・児童委員の活動には、以下の3つの原則があります。

1.住民性

自らも地域住民の一員として、住民に最も身近なところで、住民の立場にたった活動を行います。

2.継続性

福祉課題の解決は時間をかけて行う必要があります。地域を担当する民生委員・児童委員の交代があつた場合でも、前任者の活動は必ず引き継がれ、継続した対応を行います。

3.包括・総合性

個々の福祉課題の解決を図ったり、地域社会全体の課題に対応していくために、その課題について、包括的、総合的な視点にたった活動を行います。

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された方々です。それぞれの地域において、常に住民の立場に立つて相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めています。市内に167名配置され、児童委員を兼ねています。

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員、主任児童委員は、あなたの身近な相談相手です。みなさんが住み慣れた地域で、安全に安心して生活が送れるよう、それぞれの担当地域で、日々さまざまな活動を続けています。

主任児童委員とは

主任児童委員は、児童福祉法に基づいて民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣が指名した方々です。

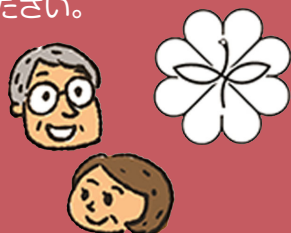
市内に17名配置され、児童虐待の防止や学校と連携した支援など、子どもや子育てに関する相談支援を行っています。

民生委員制度は平成29年に創設100周年を迎える歴史と実績のある制度です。現在、全国では23万人を超える方々が活動しています。

「相談したい」と思ったら…

生活援護課へご連絡ください。地区の民生委員・児童委員をご紹介します。また、市ホームページにも民生委員・児童委員の名簿を掲載していますのでご覧ください。

民生委員・児童委員、主任児童委員は、法律により、個人の人格を尊重し、秘密を守ることが義務付けられています。安心してご相談ください。



主な活動

8つの地域で協議会を開催

様々な課題に向き合い地域に根ざした取組みを進めるため、市内8地区に協議会を組織し、毎月、情報交換や意見交換を行っています。

子育てに関する相談支援

児童虐待や犯罪被害などから子どもを守るため、関係機関と連携して情報を収集し、支援活動に協力しています。

市と地域のパイプ役として

地域住民の生活や育児（こちには赤ちゃん訪問）や介護など、様々な問題を解決するため、市役所や関係機関とのパイプ役に努めています。

高齢者の安心・安全のため

高齢者の孤立・孤独をなくすため、一人暮らしや高齢者のみ世帯の実態調査に協力しています。

